

介護予防・日常生活支援総合事業における  
第1号通所事業所

運営規程

デイサービス



介護保険指定番号 福島県 0770800779

## 指定第1号通所事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社 SE I 喜羅里が開設するデイサービス 楽蔵が行う喜多方市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定第1号通所事業所(以下「事業所」という)の職員等が要支援状態にある高齢者(以下「要支援者等」という)に対し、適正な第1号通所事業を提供することを目的とする

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員は、要支援者等及びその家族の生活介護にかかる相談及び助言を行い、その有する能力に応じ在宅生活が継続できるように支援していく
2. 事業所の看護師(または、准看護師)は、事業所に通所される要支援者等に対し、血圧、体温、脈拍等を測定するとともに、心身状況の確認と看護相談等により生活支援を行なう
  3. 事業所の職員等は、要支援状態等となった高齢者に対し、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援していく
  4. 事業の実施にあたっては、喜多方市、地域包括支援センター、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努力するものとする
  5. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする
  6. 事業所は、事業を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする
  7. 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所等へ情報提供を行う

### (事業所の名称及び所在地)

- 第3条 名称 デイサービス 楽蔵
2. 所在地 喜多方市豊川町米室字二条川原 1878-6

**(従業者の職種、員数及び職務の内容)**

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする
1. 管理者 1名（他の職種と兼務可）  
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう
  2. 生活相談員 1名以上（他の職種と兼務可）  
生活相談員は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、利用者に対する生活相談等を行なっていく
  3. 介護職員 2名以上（他の職種と兼務可）  
介護職員は、利用者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練の補助、レクリエーション、その他の日常生活上の世話を行なう
  4. 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務可）  
看護職員は、日常生活を営む上で必要な、利用者の日々の健康状態を把握するために、バイタルチェックを行なう。
  5. 機能訓練指導員 1名以上（他の職種と兼務可）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。

**(営業日及び営業時間)**

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする
1. 営業日 月～金曜日（12/31～1/3 除く）
  2. 営業時間 08：30～17：30
  3. サービス提供時間 9：30～16：31
  4. サービス提供時間以外の延長も行なう

**(利用定員)**

第6条 利用定員は、15名以内とする

**(指定第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額)**

- 第7条 指定第1号通所事業の内容は、次のとおりとする
- ① 健康チェック
  - ② 入浴
  - ③ 食事
  - ④ 口腔ケア
  - ⑤ レクリエーション
  - ⑥ 運動機能向上
  - ⑦ 送迎
  - ⑧ その他 日常生活上必要な援助
2. 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、次の通りとする
    - ① 市町村が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額の利用者負担割合額とする。
    - ② その他 食事代、日常生活用品費、他個別に必要なものは別料金とする。
  3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対して、

事前にサービス提供書及び、明細書の交付を行い、確認をして頂いてからとする

### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、喜多方市とする

### (指定第1号通所事業 通所型サービス計画)

第9条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえ「居宅サービス計画」に添って「通所型サービス計画」を作成する。

2. 事業者は、第1号通所事業 通所型サービス計画を変更する場合は、速やかに地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者へ連絡調整をするものとする。

### (サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際に、他人に迷惑をかける行為はおこなわないこと。また、施設内の物品等を破損した場合は、損害を賠償するものとするサービスの利用にあたって利用者または家族は、医師の診断や、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けることができるように留意する

### (個人情報保護)

第11条 事業所の職員等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する

2. 職員であったものが、退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする
3. 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書にて得るものとする

### (緊急時における対処方法)

第12条 事業所の職員等は、事業を提供中に利用者に、病状の急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者や家族に報告しなければならない

2. 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする
3. 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

### (非常災害対策)

- 第 13 条 消防法施行規則第 3 条の規定に基づき、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行なっていく
2. 非常災害設備を有効に保持し、常時、火災予防につとめる
  3. 火災や、地震等の災害が発生した場合は、利用者の安全を最優先とし、非常経路よりすみやかに誘導する
  4. 防火管理者は、職員に対して、消防訓練、防火教育を実施していく
  5. その他、災害防止については、必要に応じて対処していく
  6. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるものとする。

### (相談・苦情対応)

- 第 14 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、第 1 号通所事業に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応することとする
2. 事業所は、提供した第 1 号通所事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする
  3. 事業所は、提供した第 1 号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (衛生管理等)

- 第 15 条 事業所は、サービスを提供する上で、十分な清潔の保持に努めるとともに、衛生管理を行っていくこととする
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の号に掲げる措置を講じるものとする
    - (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### (虐待防止に関する事項)

- 第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

- 第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民、又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流につとめる
2. 指定第1号通所事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域の住民代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定第1号通所事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
  3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする
  4. 事業所は、指定第1号通所事業の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者にたいしてもサービスを提供するよう努めるものとする

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（その他運営についての留意事項）

- 第19条 事業所は、全ての指定第1号通所事業の従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2. 事業所は、適切な指定第1号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、喜多方市の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 SE I 喜羅里と指定第1号通所事業所の管理者との協議に基づいて行っていくものとする

附則 1 この規程は、令和6年3月1日より施行する